

令和3年7月30日

各 施 設 長 様

大阪市子ども青少年局保育施策部
保 育 企 画 課 長
給 付 認 定 担 当 課 長
指 導 担 当 課 長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（令和3年7月30日付け
緊急事態措置実施区域の指定）」への対応について

平素は、本市教育・保育行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

各保育施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応等に大変ご苦勞をいただいているところであり、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年7月9日付け「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置期間延長後の保育施設等の対応について」（別紙1）に基づき、各施設においてご対応いただいていることと存じますが、本日、国において令和3年8月2日から令和3年8月31日まで緊急事態措置を実施する区域に大阪府が指定されました。

これを踏まえ本日開催された「第56回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議」において、引き続き、不要不急の外出及び都道府県間移動は自粛することなどの要請がありました。（別紙2）

これを受けた本市の対応は次のとおりですので、各保育施設等については、引き続き、適切な感染防止策をとっていただいたうえで、各施設でご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 保育施設等においては、引き続き、通常どおりの保育の提供をお願いいたします。
- 国の基本的な対処方針では、「保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。」とされており、現時点では、本市から保護者に対する家庭保育の協力などの要請は行いません。
- 保育料の日割り軽減につきましては、感染者の発生に伴い本市が臨時休園等を要請した施設の利用児童や感染者又は濃厚接触者となった児童等が対象となり、自主的に家庭保育されたケースなどは日割り軽減の対象とはなりませんので、ご注意ください。対象児童等の詳細は次の大阪市ホームページをご参照いただきますようお願いいたします。

【大阪市】新型コロナウイルス感染症に伴い保育施設等が臨時休園等になった場合の保育料の軽減（0歳～2歳児クラス）について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000520165.html>

- 【厚生労働省】「保育所等における新型コロナウイルス対応にかかる Q&A」が、令和3年4月23日付け改正されていますので、ご確認ください。

【厚生労働省】保育所等における新型コロナウイルス対応にかかる Q&A（第十報）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000774111.pdf>

- 大阪府対策本部会議資料（別紙2）および令和3年6月30日付け、「保育施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意点（第3版）の送付について」に基づき、各施設における感染拡大防止に努めるとともに、大阪府の啓発チラシ（別紙3）を活用し、保護者の皆様へ周知するなど、改めて感染拡大防止の取組みを呼びかけていただきますよう、お願いいたします。

【感染拡大防止のお願い】

- ・ご家庭においても手洗いなどの感染予防対策をお願いいたします。
- ・児童の健康状態を日頃から把握いただき、登園前には必ず児童及び保護者の体温を測定し、発熱や風邪症状、体調不良があるなど、普段と様子が違う場合は、解熱後24時間以上が経過し、症状が改善傾向となるまで登園を控えてください。
- ・保育中も健康観察を行います。発熱や風邪症状が見受けられた場合には速やかにお迎えをお願いする場合があります。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、**今後の感染拡大の状況により大阪府民への要請内容が変更され、保育施設等における対応も変更となる可能性があります**ので、その折は、改めてお知らせいたします。

【新型コロナワクチンの優先受付について】

令和3年7月19日付け「新型コロナワクチンにかかる接種スケジュール等について（お知らせ）」に記載のとおり、**令和3年8月2日より「大阪市大規模接種センター（インテックス大阪）」および「医療機関における個別接種」について、保育施設等の従事者の方の予約が開始されます**ので、接種を希望される職員の方の接種についてご配慮頂きますようよろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

大阪市こども青少年局保育企画課

<運営に関すること>

06-6208-8031

<保育料に関すること>

06-6208-8106

<保育・保健衛生に関すること>

06-6361-0754